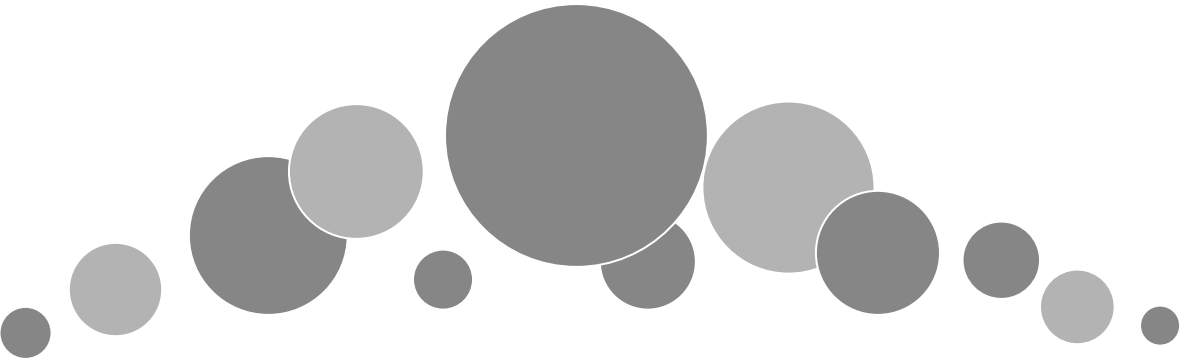
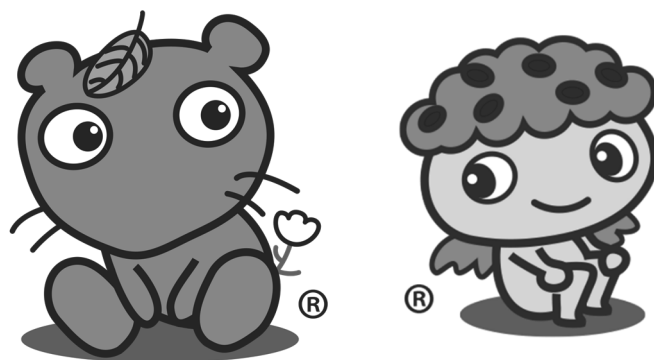
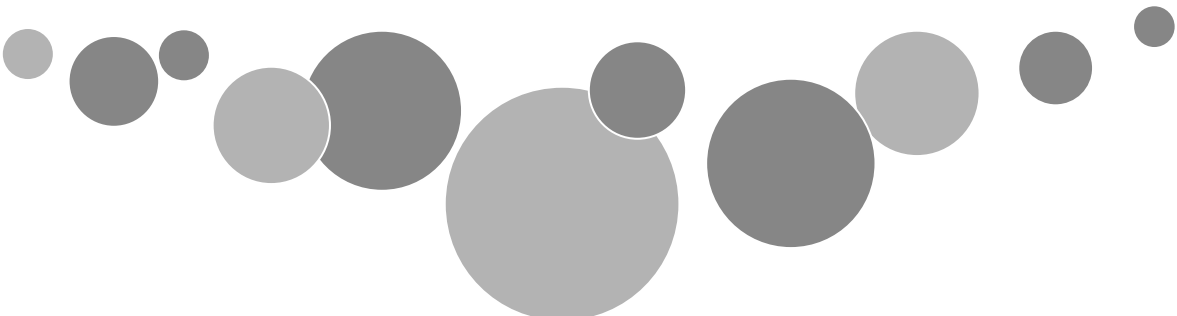




# 第1期 羽生市こども計画

## 【概要版】



令和7年3月

羽生市

## 計画の背景・趣旨

本市では、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年3月に「第2期羽生市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この間、急速な少子化の進行、また、核家族化やひとり親家庭の増加、地域における人間関係の希薄化などにより子育ての孤立化や負担感の増大といったことが懸念されています。また、深刻化する児童虐待への対応や、こどもの貧困、ヤングケアラー、外国籍のこどもなど、多様な状況に置かれているこどもたちへの支援の充実が求められています。

国においては、令和4年6月にこども基本法が成立し、同法に基づき、令和5年12月には「こども大綱」が策定されました。この大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、幅広いこども政策に関する基本的な方針と重要事項等が示されています。また、こどもの最善の利益を図るための司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が発足しました。

このような状況を踏まえ、本市の全てのこどもがその誕生前から青年期まで健やかに成長することができるように支援するとともに、子育てしやすい地域づくりを一層推進していくため、新たな「羽生市こども計画」を策定します。

## 計画の位置付け

- こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として定めるものです。
- 令和7年3月に期間満了を迎える「第2期子ども・子育て支援事業計画」に包含された次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」を踏まえた計画とします。
- 市の最上位計画である「第6次羽生市総合振興計画」の個別分野計画とします。
- 「こども大綱」を勘案し、羽生市総合振興計画や羽生市地域福祉計画、羽生市障がい福祉計画と整合を図るとともに、教育、健康、都市整備、防災安全対策等の関連分野と調和を保った計画とします。

## 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

## 計画の対象

生まれる前から乳幼児期、学童期・思春期、青年期までの全てのこども・若者やその家庭、子育てにかかわる地域の住民、事業者、関係団体、行政等を対象とします。

## 基本理念

# 育つ楽しみ・育てる喜び みんなで共有できるまち 羽生

### ◇育つ楽しみ

こども・親(保護者)・地域社会が日々「育つ楽しみ」を実感しながら暮らしていけるまちづくりを目指します。

### ◇育てる喜び

子育てに関わる人が子育てを通して喜びを感じられるようなまちづくりを目指します。

## 基本目標

### 基本目標1 妊産婦・乳幼児と子育て家庭を支援する【妊娠・出産、乳幼児期】

こどもの誕生前から子育て期を通じた切れ目のない相談支援、保健・医療の確保を推進します。また、地域における親子での活動や親同士の交流の機会の提供、幼児期の質の高い教育・保育を提供し、こどもの育ちと子育て家庭をひとしく支援します。

### 基本目標2 生きる力を育む教育・体験を充実する【学童期・思春期】

全てのこどもが豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の担い手となることができるよう教育・体験を充実するとともに、学校や地域が安心して過ごし学ぶことのできる居場所となるよう取り組んでいきます。また、思春期のこどもたちの健全な成長、健康維持・増進に取り組めます。

### 基本目標3 若者の自立と社会参加を支援する【青年期】

青年期の若者が、自らの適性等を理解し、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができるよう、地域社会で活躍できる機会をつくるとともに、不安や悩みを抱える若者に対する相談体制の充実を図ります。また、青年期は様々なライフイベントが重なる時期であり、この時期に結婚を希望する若者への支援を推進します。

### 基本目標4 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援を充実する

障がいのあるこどもへの支援、児童虐待防止、こどもの貧困対策、ヤングケアラー、ひとり親家庭、外国籍のこどもや家庭への支援など、特別な支援を必要とするこどもや家庭に対して、特定のライフステージのみでなく、ライフステージを通して縦断的に支援する取組を推進します。

### 基本目標5 安心して子育て・子育てできる環境を整備する

全てのこどもと子育て家庭が、安心して子育て・子育てできるよう、こどもと若者の意見表明及び仕事と子育ての両立のための環境整備、家庭教育支援の充実する取組を推進します。また、地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めた全ての子育て家庭を対象とした支援体制の充実や、安心・安全なまちづくりを推進します。

## 施策の体系

| 基本目標１ 妊産婦・乳幼児と子育て家庭を支援する<br>【妊娠・出産、乳幼児期】 |                                                                                          |
|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1－1                                      | 相談支援体制の充実<br>(1) 各種相談支援機能の充実<br>(2) 地域子育て支援拠点事業の充実                                       |
| 1－2                                      | 母と子の健康を育む環境づくり<br>(1) 妊産婦・乳幼児の健康の維持・増進                                                   |
| 1－3                                      | 幼児期の保育・教育事業の提供<br>(1) 保育所・園、認定こども園の充実<br>(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進<br>(3) 幼児教育・保育支援事業の充実 |
| 1－4                                      | 子育て家庭への経済的支援の推進<br>(1) 各種支援制度の充実                                                         |
| 基本目標２ 生きる力を育む教育・体験を充実する<br>【学童期・思春期】     |                                                                                          |
| 2－1                                      | 学校教育の充実<br>(1) 生きる力を身につけるための教育・体験活動の推進<br>(2) いじめ・不登校への取組<br>(3) 特別支援教育の充実               |
| 2－2                                      | こどもの居場所づくり・放課後児童の健全育成の推進<br>(1) こどもの居場所づくり・放課後児童対策の充実                                    |
| 2－3                                      | 地域における多様な体験的活動の促進<br>(1) 各種交流・体験活動の充実                                                    |
| 2－4                                      | 思春期の心と体の健康づくり<br>(1) 思春期のこどものための相談の充実                                                    |
| 基本目標３ 若者の自立と社会参加を支援する<br>【青年期】           |                                                                                          |
| 3－1                                      | 若者の居場所づくりと社会参加の促進<br>(1) 若者の居場所づくりと社会参加の促進                                               |
| 3－2                                      | 結婚を希望する若者への支援<br>(1) 結婚を希望する若者への支援                                                       |

| 基本目標4 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援を充実する |                                                                    |
|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 4-1                              | 障がいのある子どもに対する支援体制の充実<br>(1) 療育相談・指導の充実<br>(2) 障がいのある子どもに対する福祉事業の充実 |
| 4-2                              | 児童虐待防止対策の充実<br>(1) 児童虐待から子どもを守る体制整備                                |
| 4-3                              | こどもの貧困に対する支援の推進<br>(1) 経済的・就労支援の推進<br>(2) 学習・生活支援の充実               |
| 4-4                              | ヤングケアラーへの支援の推進<br>(1) ヤングケアラーへの支援の推進                               |
| 4-5                              | ひとり親家庭の支援体制の充実<br>(1) ひとり親家庭の支援体制の充実                               |
| 4-6                              | 外国籍の子どもや家庭への支援の推進<br>(1) 各種支援の推進                                   |

| 基本目標5 安心して子育て・子育てできる環境を整備する |                                                      |
|-----------------------------|------------------------------------------------------|
| 5-1                         | 子ども・若者の意見表明のための環境整備<br>(1) 子ども・若者の意見表明のための環境整備       |
| 5-2                         | 仕事と子育ての両立のための環境整備<br>(1) 仕事と生活の調和の実現                 |
| 5-3                         | 家庭における子育て支援の充実<br>(1) 子育て・家庭教育に関する学習機会の充実            |
| 5-4                         | 地域の子育て支援体制の充実<br>(1) 地域子育て支援の推進<br>(2) 地域による子育て家庭の支援 |
| 5-5                         | 安心・安全なまちづくりの推進<br>(1) 地域における安全なまちづくりの推進              |

## 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

### ■教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本市では、一部の地域で人口増がみられるものの、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育事業の向上につながるとはいえないことから、羽生市全域とすることにします。

### ■認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を行います。

| 区分   | 対象者                                 | 利用施設・事業                   |
|------|-------------------------------------|---------------------------|
| 1号認定 | こどもが満3歳以上で、専業主婦（夫）家庭、就労時間が短い家庭      | 幼稚園<br>認定こども園             |
|      | こどもが満3歳以上で、共働きであるが、幼稚園を利用【2号要件を有する】 |                           |
| 2号認定 | こどもが満3歳以上で、共働きの家庭                   | 保育所（園）<br>認定こども園          |
| 3号認定 | こどもが満3歳未満で、共働きの家庭                   | 保育所（園）<br>認定こども園<br>地域型保育 |

## ■教育・保育施設及び地域型保育事業の確保の内容及びその実施時期

### ■3歳以上（1号認定・2号認定）

| 区 分            |      |        | 計 画   |       |       |        |        |
|----------------|------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
|                |      |        | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
| 1号認定(満3歳児～5歳児) |      |        | 324人  | 335人  | 318人  | 311人   | 304人   |
| 2号認定(3歳児～5歳児)  |      |        | 643人  | 664人  | 631人  | 616人   | 603人   |
| 確保策            | 1号認定 | 幼稚園    | 244人  | 244人  | 244人  | 244人   | 244人   |
|                |      | 認定こども園 | 169人  | 169人  | 169人  | 169人   | 169人   |
|                |      | 計      | 413人  | 413人  | 413人  | 413人   | 413人   |
|                |      | 過不足    | 充足    |       |       |        | →      |
|                | 2号認定 | 保育所(園) | 407人  | 407人  | 407人  | 407人   | 407人   |
|                |      | 認定こども園 | 362人  | 362人  | 362人  | 362人   | 362人   |
|                |      | 計      | 769人  | 769人  | 769人  | 769人   | 769人   |
|                |      | 過不足    | 充足    |       |       |        | →      |

### ■3歳未満（3号認定）

| 区 分  |               | 計 画   |       |       |        |        |      |
|------|---------------|-------|-------|-------|--------|--------|------|
|      |               | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |      |
| 3号認定 |               | 0歳児   | 35人   | 34人   | 34人    | 34人    | 33人  |
|      |               | 1歳児   | 142人  | 146人  | 144人   | 142人   | 141人 |
|      |               | 2歳児   | 196人  | 181人  | 186人   | 184人   | 181人 |
|      |               | 計     | 373人  | 361人  | 364人   | 360人   | 355人 |
| 確保策  | 保育所<br>(園)    | 0歳児   | 33人   | 33人   | 33人    | 33人    | 33人  |
|      |               | 1歳児   | 70人   | 70人   | 70人    | 70人    | 70人  |
|      |               | 2歳児   | 102人  | 102人  | 102人   | 102人   | 102人 |
|      | 認定<br>こども園    | 0歳児   | 23人   | 23人   | 23人    | 23人    | 23人  |
|      |               | 1歳児   | 67人   | 67人   | 67人    | 67人    | 67人  |
|      |               | 2歳児   | 89人   | 89人   | 89人    | 89人    | 89人  |
|      | 特定地域型<br>保育事業 | 0歳児   | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     | 0人   |
|      |               | 1歳児   | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     | 0人   |
|      |               | 2歳児   | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     | 0人   |
|      | その他           | 0歳児   | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     | 0人   |
|      |               | 1歳児   | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     | 0人   |
|      |               | 2歳児   | 0人    | 0人    | 0人     | 0人     | 0人   |
|      | 計             |       | 384人  | 384人  | 384人   | 384人   | 384人 |
|      | 過不足           |       | 充足    |       |        |        | ➡    |

## 地域子ども・子育て支援事業

### (1) 利用者支援事業

市役所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

また、こども家庭課に「こども家庭センター」を設置し、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもへ一体的に相談支援を行います。

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児期の親子が相互に交流できる場所や機会を提供し、子育て相談及び情報提供を行います。民間保育園等4か所と市民プラザにある地域子育て支援拠点「こどもひろば」を運営します。

### (3) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。

### (5) 養育支援訪問事業

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱えている養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問して、具体的な指導助言等を行い、保護者の育児・家事等の養育能力を向上及び養育上の諸問題の解決・軽減を図るための支援を行う事業です。

### (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及びネットワーク機関間の連携強化、地域住民へ啓発・周知等を図る取組を行う事業です。

## (7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、看護、出張等により、家庭においてこどもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

## (8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

## (9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

## (10) 延長保育事業

保育所・認定こども園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定めます。

## (11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

## (12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

## (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・認定こども園・幼稚園が実費徴収・上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

#### (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

#### (15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対し、家事・育児支援等を行う事業です。あわせて、子育て等に関する不安や悩み等の相談・助言、地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握及び市への報告等を行います。

#### (16) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の安全・安心な居場所を開設し、生活習慣の形成、学習の支援、食事の提供、学校・医療機関・地域団体等の関係機関との連携及び関係構築、課外活動の提供、保護者への情報提供及び相談支援等を行う事業です。

#### (17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

こども家庭センターにおいて、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型の支援を行う事業です。

#### (18) 産後ケア事業

産後、家族等から十分な援助を受けることができず、心身の不調又は育児不安等がある退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を行う事業です。助産師等の訪問による訪問型をはじめ、協力医療機関等における、宿泊による休養機会の提供を行う宿泊型及び日中の来所によるデイケア型にて支援を行います。

#### (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

満3歳未満の保育所等に通っていないこどもに対して、保育所等において適切な遊びと生活の場を提供するとともに、保護者に対する子育ての情報提供や助言などの支援を行う事業です。

|                                              |            | 実績            | 計 画      |          |          |          |          |
|----------------------------------------------|------------|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|                                              |            | 令和5年度         | 令和7年度    | 令和8年度    | 令和9年度    | 令和10年度   | 令和11年度   |
| (1) 利用者支援事業                                  |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        | こども家庭センター型 | 1 か所<br>(基本型) | 1 か所     | 1 か所     | 1 か所     | 1 か所     | 1 か所     |
| 確保策                                          | こども家庭センター型 |               | 1 か所     |          |          |          | →        |
| (2) 地域子育て支援拠点事業                              |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み<br>(延べ利用者数)                            |            | 22,910人       | 30,000人  | 30,000人  | 30,000人  | 30,000人  | 30,000人  |
| 確保策(実施箇所数)                                   |            | 5 か所          | 5 か所     |          |          |          | →        |
| (3) 妊婦健康診査                                   |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        | 対象者数       | 272人          | 264人     | 261人     | 257人     | 255人     | 252人     |
| 確保策                                          | 確保量        |               | 全ての妊婦    |          |          |          | →        |
|                                              | 過不足        |               | 充足       |          |          |          | →        |
| (4) 乳児家庭全戸訪問事業(赤ちゃん訪問事業)                     |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        | 対象者数       | 283人          | 264人     | 261人     | 257人     | 255人     | 252人     |
| 確保策                                          | 確保量        |               | 全ての家庭    |          |          |          | →        |
|                                              | 過不足        |               | 充足       |          |          |          | →        |
| (5) 養育支援訪問事業                                 |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        | 養育支援       | 35人           | 50人      | 50人      | 50人      | 50人      | 50人      |
|                                              | 要保護        | 未実施           | 5人       | 5人       | 5人       | 5人       | 5人       |
| 確保策(提供体制)                                    |            |               | 充足       |          |          |          | →        |
| (6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業) |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み<br>(会議開催回数)                            |            | 23回           | 29回      | 29回      | 29回      | 29回      | 29回      |
| 確保策(提供体制)                                    |            |               | 充足       |          |          |          | →        |
| (7) 子育て短期支援事業                                |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        |            | 12人日          | 7人日      | 7人日      | 7人日      | 7人日      | 7人日      |
| 確保策                                          | 人日/年       | 21人日          | 21人日     | 21人日     | 21人日     | 21人日     | 21人日     |
|                                              | 実施箇所数      | 3 か所          | 3 か所     | 3 か所     | 3 か所     | 3 か所     | 3 か所     |
|                                              | 過不足        |               | 充足       |          |          |          | →        |
| (8) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)           |            |               |          |          |          |          |          |
| 利用見込み                                        |            | 331人日         | 350人日    | 355人日    | 355人日    | 360人日    | 360人日    |
| 確保策(提供体制)                                    |            |               | 350人日    | 355人日    | 355人日    | 360人日    | 360人日    |
| (9) 一時預かり事業                                  |            |               |          |          |          |          |          |
| ■ 幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型)                  |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        |            | 5,084人日       | 6,500人日  | 6,500人日  | 6,500人日  | 6,500人日  | 6,500人日  |
| 確保策(人日)                                      |            | 15,000人日      | 15,000人日 | 15,000人日 | 15,000人日 | 15,000人日 | 15,000人日 |
| 過不足                                          |            |               | 充足       |          |          |          | →        |
| ■ 幼稚園在園児以外(主に3歳未満の在宅児童)の一時預かり事業(幼稚園型を除く)     |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        |            | 267人日         | 500人日    | 500人日    | 500人日    | 500人日    | 500人日    |
| 確保策(人日)                                      |            | 1,000人日       | 1,000人日  | 1,000人日  | 1,000人日  | 1,000人日  | 1,000人日  |
| 過不足                                          |            |               | 充足       |          |          |          | →        |
| (10) 延長保育事業                                  |            |               |          |          |          |          |          |
| 量の見込み                                        |            | 390人          | 390人     | 400人     | 400人     | 400人     | 400人     |
| 確保策                                          | 提供体制       | 450人          | 450人     | 450人     | 450人     | 450人     | 450人     |
|                                              | 実施園数       | 6 か所          | 6 か所     | 6 か所     | 6 か所     | 6 か所     | 6 か所     |
|                                              | 過不足        |               | 充足       |          |          |          | →        |

|                                                                                                                                             |              | 実績      | 計 画     |         |         |         |         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                                                                                                                                             |              | 令和5年度   | 令和7年度   | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  |
| (11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）                                                                                                                     |              |         |         |         |         |         |         |
| 量の見込み                                                                                                                                       |              | 781人日   | 1,100人日 | 1,100人日 | 1,100人日 | 1,100人日 | 1,100人日 |
| 確保策                                                                                                                                         | 提供体制         | 1,200人日 | 3,000人日 | 3,000人日 | 3,000人日 | 3,000人日 | 3,000人日 |
|                                                                                                                                             | 実施箇所数        | 4か所     | 5か所     | 5か所     | 5か所     | 5か所     | 5か所     |
|                                                                                                                                             | 過不足          |         | 充足      |         |         |         |         |
| (12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）                                                                                                                  |              |         |         |         |         |         |         |
| 量の見込み                                                                                                                                       |              | 526人    | 552人    | 516人    | 504人    | 491人    | 483人    |
| 低学年（小1～小3）                                                                                                                                  |              |         | 460人    | 422人    | 408人    | 397人    | 403人    |
| 高学年（小4～小6）                                                                                                                                  |              |         | 92人     | 94人     | 96人     | 94人     | 80人     |
| 確保策                                                                                                                                         |              | 530人    | 580人    | 580人    | 580人    | 580人    | 580人    |
| 低学年（小1～小3）                                                                                                                                  |              | 450人    | 490人    | 490人    | 490人    | 490人    | 490人    |
| 高学年（小4～小6）                                                                                                                                  |              | 80人     | 90人     | 90人     | 90人     | 90人     | 90人     |
| クラブ数                                                                                                                                        |              | 14か所    | 16か所    | 16か所    | 16か所    | 16か所    | 16か所    |
| 過不足                                                                                                                                         |              |         | 充足      |         |         |         |         |
| (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業                                                                                                                       |              |         |         |         |         |         |         |
| 量の見込み                                                                                                                                       |              | 31人     | 30人     | 30人     | 30人     | 30人     | 30人     |
| 確保策                                                                                                                                         |              |         | 35人     | 35人     | 35人     | 35人     | 35人     |
| (14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業                                                                                                                     |              |         |         |         |         |         |         |
| 本章内で設定した「量の見込み」及び「確保策」では、3歳未満児及び3歳以上児とも現行の施設内で充足する見込みであることから、現在のところ新規施設等に対する市からの支援を設ける必要性はないと考えられるものの、今後の状況が大幅に変更になった場合には、本事業について検討をしていきます。 |              |         |         |         |         |         |         |
| (15) 子育て世帯訪問支援事業                                                                                                                            |              |         |         |         |         |         |         |
| 量の見込み<br>延べ人数（人日）                                                                                                                           |              | 未実施     | 190人日   | 190人日   | 190人日   | 190人日   | 190人日   |
| 確保策（提供体制）                                                                                                                                   |              |         | 充足      |         |         |         |         |
| (16) 児童育成支援拠点事業                                                                                                                             |              |         |         |         |         |         |         |
| 提供体制（委託先）の確保等、実施体制を整え、計画期間中に事業実施について検討を行います。                                                                                                |              |         |         |         |         |         |         |
| (17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）                                                                                                                 |              |         |         |         |         |         |         |
| 量の見込み                                                                                                                                       | 面談実施<br>合計回数 | 803回    | 792回    | 783回    | 771回    | 765回    | 756回    |
| 確保策                                                                                                                                         | 確保量          |         | 全ての妊婦等  |         |         |         |         |
|                                                                                                                                             | 過不足          |         | 充足      |         |         |         |         |
| (18) 産後ケア事業                                                                                                                                 |              |         |         |         |         |         |         |
| 量の見込み                                                                                                                                       | 訪問型          | 29人日    | 30人日    | 30人日    | 30人日    | 30人日    | 30人日    |
|                                                                                                                                             | デイケア型        | 未実施     | 16人日    | 18人日    | 20人日    | 20人日    | 20人日    |
|                                                                                                                                             | 宿泊型          | 未実施     | 15人日    | 30人日    | 30人日    | 30人日    | 30人日    |
| 確保策（提供体制）                                                                                                                                   |              |         | 充足      |         |         |         |         |
| (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）                                                                                                                  |              |         |         |         |         |         |         |
| 令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和8年度から、乳児等のための支援給付として位置付けられます。令和7年度は、乳児等通園支援事業を実施する予定はありませんが、令和8年度から、乳児等のための支援給付として事業を実施する予定です。                |              |         |         |         |         |         |         |

## 第1期 羽生市こども計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発 行：羽生市

編 集：健康福祉部 こども家庭課